

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の四第一号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年六月三十日から施行する。